

物品売買契約書(案)

物品の売買に関して、買主 公立大学法人新潟県立看護大学を甲とし、
売主 を乙として次の条項により契約を締結する。

(契約の目的および契約金額)

第1条 乙は、甲に次の契約金額をもって、下記に記載の物品を売り渡すものとする。

契約金額 _____円

(うち消費税および地方消費税の額 _____円)

記

物品(業務)の名称	規格、付属品、数量	税抜単価(円)	税抜金額(円)
ノートパソコン等の調達	(1) ノートパソコン・・・15台 規格		
	(2) 液晶ディスプレイ・・・17台 規格		

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第2条 納入期限、納入場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- 納入期限 令和7年10月3日
- 納入場所 公立大学法人新潟県立看護大学
- 契約保証金 _____円

(検査および引渡し)

第3条 甲は、乙から物品を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該物品の検査を行うものとし、当該検査に合格した物品について、その引き渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第4条 物品の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約金額の支払)

第5条 乙は、当該物品の引渡しをすべて完了したときは、甲に対し請求書により契約金額を請求するものとする。

- 甲は、乙から適正な請求書を受領した日の、翌月25日までに口座振込により契約金額を支払うものとする。

(危険負担)

第6条 第3条の引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により本件物品が毀損又は滅失したときの危険は、乙が負担する。

(契約不適合責任)

第7条 第3条の規定により引き渡された物品が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

4 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない物品を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(事情変更)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 天災、その他の不可抗力の原因によらないで、本契約業務を行わないとき。

(2) 本契約の履行に関し、不正な行為があったとき。

(3) 公正取引委員会が、乙等に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 公正取引委員会が、乙等に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

- (5) 乙等が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (6) 乙等（乙等が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (7) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により、甲が本契約を解除しても、乙は甲に対して損害および異議の申立をすることはできない。

4 乙は、新潟県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

（損害賠償の負担）

第10条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲の業務に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定める。

（債権譲渡の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

第 12 条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、これを定める。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

新潟県上越市新南町 2 4 0 番地
買主（甲） 公立大学法人新潟県立看護大学
理 事 長 神 田 清 子 印

売主（乙）

印